

# 大村市教育振興基本計画

【平成 22 年度～26 年度】



大村市教育委員会

# 目次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨、理由	3
2 計画について	5
3 計画の期間	5
4 本市教育の基本的考え方	6
5 基本理念について	7
6 重点目標について	8
大村市教育振興基本計画	2
1 体系図	11
2 主要施策	12
◆豊かな学力と確かな育ちを補償する学校教育の推進	
1 義務教育の充実	13
2 幼児教育の充実	35
3 教育環境の充実	40

◆青少年の育成と地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育

育の推進

1	家庭教育の充実	44
2	青少年の健全育成	47
3	生涯教育の充実	50

◆伝統文化を受け継ぎ、郷土を愛する歴史教育の推進

1	文化財の保護と活用	53
2	芸術・文化の振興	56
3	歴史教育の充実	57

資料編 \_\_\_\_\_ 3

※	第4次総合計画（基本構想）との関連等	58
---	--------------------	----

## ★はじめに

### 1 計画策定の趣旨

現在我が国は、少子高齢化、国際化、情報化、地方分権への移行、環境問題等、大きなうねりの中で日々変化しています。このような背景の中で、国民の意識の変化、価値観の多様化等を考えるに、教育の果たす役割は非常に大きくなっています。

国においては、教育基本法の理念の実現に向けて、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後5年間（平成20～24年度）に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するため「教育振興基本計画」を策定し、平成20年7月1日に閣議決定しました。また、平成20年3月には、新しい小・中学校学習指導要領、幼稚園教育要領が公布されており、「生きる力」をばぐくむという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立することが求められています。

長崎県においても、平成21年3月に「長崎県教育振興基本計画」を策定し、今後5年間の目指す方向を示しました。

本市においては、次代を担う子どもに、変化の大きい現代社会を生き抜く資質と能力を身に付けさせ、心身ともに健やかに成長でき

るための教育の充実を図ってきました。

今後も、社会の変化を的確に捉えた上で、学校教育や社会教育を推進することが必要です。このために、平成16年3月に提言を受けた「大村市教育新生プラン21」の理念を踏まえ、人材の育成を基盤とした「教育のまち大村」を実現するために「大村市教育振興基本計画」を策定しました。

## 2 計画について

- (1) 本市教育委員会に関連する施策についての計画であり、本市の教育行政推進の基本と位置づけています。
- (2) 本計画は、平成18年3月に策定された「大村市第4次総合計画」の教育分野を更に具体化した行動計画であり、また、これまでの「大村市教育新生プラン21」・「大村市教育方針」等を踏まえ、事業の推進を図るものです。

## 3 計画の期間

本計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画とします。

#### 4 本市教育の基本的考え方

本市は、藩校「五教館<sup>ごこうかん</sup>」に代表されるように、昔から教育に力を入れてきました。

その精神は、過去から脈々と流れる教育愛であり、様々な分野で多くの偉人を輩出してきました。

今後この精神を受継ぎ、「教育のまち大村」を目指します。

そこで、本市の教育方針、基本理念、重点目標を次のように考え、実践します。

##### － 大村市教育方針 －

「教育のまち大村」をめざし、人間尊重の精神を基調として、知・徳・体の調和のとれた教育を確立する。

このため、学校・家庭・地域社会の相互の連携協力のもと、国際社会に貢献できる創造性豊かな人材の育成を図るとともに、市民一人一人が生涯を通じて学ぶ教育を推進し、もって教育基本法に明示された教育の目標の達成を期する。

とくに、教育に携わる者は、その使命感に徹し、自らの識見を高めるとともに、深い教育愛とすぐれた指導力を身につけ、相和して本市教育の充実発展に努める。

基本理念		
「郷土を愛し、共生を尊び、創造性あふれる人材の育成」		
重点目標		
＜未来を創る人づくり＞ ○豊かな学力と確かな育ちを保障する学校教育の推進	＜地域を担う人づくり＞ ○青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進	＜郷土を愛する人づくり＞ ○伝統文化を受け継ぎ、郷土を愛する歴史教育の推進

## 5 基本理念について

### 「郷土を愛し、共生を尊び、創造性あふれる人材の育成」

未来の大村市を考えるとき、人づくりを抜きには考えられません。人づくりの基本は教育にあると考えます。将来を担う子どもたちが郷土を愛するとともに豊かな心を育み、人と自然・人と人とが共に生きていける教育環境の整備を進めます。

更に、市民一人ひとりが生涯にわたって学び、個性や能力を発揮できる環境づくりを進めることで、郷土を愛し、共生を尊び、創造性あふれる人材の育成を目指します。



## 6 重点目標について

### ①未来を創る人づくり

#### ＝豊かな学力と確かな育ちを保障する学校教育の推進

全国学力・学習状況調査の結果から、本市の児童生徒は、習得した知識や技能を活用する力に課題がありました。また、不登校児童生徒の数も全国平均を大きく上回っており、その対策も喫緊の課題となっています。

これらの課題解決のためには、それぞれの課題に、個々に取り組むのではなく、「学び」と「育ち」の相互関係を図りながら、関連した取組を進めることが重要です。

そのために、知識や技能の確実な定着と活用を図り、思考力・判断力・表現力等、よりよく問題を解決する資質や能力、いわゆる「豊かな学力」の上に立ち、国際化・情報化等、変化の激しい現代社会を感性・創造性豊かに生きていくための『豊かな学力』を育成します。

また、この『豊かな学力』と、たくましく生きるための健康や体力等の「すこやかな身体」をもとに、子どもたち一人一人が自らの未来を切り拓き、将来の目標に向かって確実に一步を進むことができる『確かな育ち』を目指していきます。

しかし、「人づくり」は、学校教育だけで担うことはできません。基本的な生活習慣の基礎は、個々の家庭で形成されるものであり、学校と家庭が連携・協力しながら教育に携わってこそ将来を担う人づくりにつながります。

家庭だけでなく地域とも連携し、未来を自らの力で切り拓く人材育成を図ります。

## ②地域を担う人づくり

＝青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進

価値観や生活形態の多様化が一層進む中、少子高齢化や核家族化の進展、インターネット等による情報の氾濫など、青少年を取り巻く社会環境は大きく変わろうとしています。

青少年の豊かな情操や基本的な生活習慣を身に付けさせ、また他人への思いやりや善悪のけじめ等、自制心や自立心、倫理観を養い育て、家庭や地域の人々が共に生きがいを感じる社会教育を推進します。

③郷土を愛する人づくり  
＝伝統文化を受け継ぎ、郷土を愛する歴史教育の推進

本市には、先人が築き上げた様々な歴史と貴重な文化遺産が残されています。

この歴史的文化遺産の調査研究や保護を進めるとともに、積極的な活用を図り、郷土の歴史を学ぶことによって、郷土の伝統・文化を誇りに思う心を養い、郷土を愛する人づくりを目指します。

# ★大村市教育振興基本計画

## 1 大村市教育振興基本計画体系図



## 2 主要施策

### 目標 <未来を創る人づくり>

— 豊かな学力と確かな育ちを保障する学校教育の推進 —

- 施策
- 1 義務教育の充実
  - 2 幼児教育の充実
  - 3 教育環境の充実

### 目標 <地域を担う人づくり>

— 青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進 —

- 施策
- 1 家庭教育の充実
  - 2 青少年の健全育成
  - 3 生涯教育の充実

### 目標 <郷土を愛する人づくり>

— 伝統文化を受け継ぎ、郷土を愛する歴史教育の推進 —

- 施策
- 1 文化財の保護と活用
  - 2 芸術・文化の振興
  - 3 歴史教育の充実

重点目標 I

〈未来を創る人づくり〉

豊かな学力と確かな育ちを保障する学校教育の推進を図ります。

1 義務教育（知育）の充実

(1) 2学期制の検証・充実

【現状と課題】

2学期制 ※1の導入については、その目的・概要・予想される効果等について保護者への周知を心がけてきました。かなり定着しつつありますが、内容等について更に保護者や地域の方々の理解を求めていく必要があります。

教職員に対しては、更に主旨等を十分理解させ、教育活動に反映出来るよう努めていく必要があります。

そのために、平成21年度に2学期制検証のためのアンケートを実施し、その結果を受けて学校関係者による内部検証委員会を開催しました。

今後、2学期制の良さを活かしながら、子どもたちへの教育をより一層充実させていくことが必要です。

【主な取組】

① 2学期制の理解促進

広報誌等を用いて、積極的に市民のみなさんに広報を行い、より一層理解が深まるよう努めます。

② 外部検証委員会の設置

平成22年度には保護者や地域の方々・各種団体も含めた外部検証委員会を設置し、より幅広く検証を進めていきます。

③ 2学期制による授業改善

2学期制によって、指導や評価の期間が長くなります。この長所を活かし、「指導と評価の一体化」※2を図りながら児童生徒がより分かる授業、できる授業への改善を図っていきます。

※1 2学期制

これまでの教育活動を見直し、一人一人の子どもに生きる力をつけさせることを目指し、平成18年4月から導入された。これにより前期は、4月1日から10月の第2月曜日の翌日まで、後期は、10月の第2月曜日の翌々日から翌年3月31日までとなった。

※2 指導と評価の一体化

指導したことを的確に評価し、次の指導に生かしていくシステム

重点目標 I

〈未来を創る人づくり〉

豊かな学力と確かな育ちを保障する学校教育の推進を図ります。

1 義務教育（知育）の充実

(2) 児童・生徒の学力向上

【現状と課題】

全国学力・学習状況調査※3の結果や、本市が実施している標準学力検査の結果を見ると、本市の児童生徒の学力について、基礎的基本的な知識や技能の定着が十分ではないこと、習得した知識や技能を活用する能力がやや不足しているという課題が明らかとなっています。

このことから、児童生徒の学力向上を目指すために、本市の学力向上についての方針を明確にしなが、学校と家庭・地域が一層連携した取組を進めていく必要があります。

【主な取組】

①学力対策を目的とした各主任会の充実

研究主任会・教務主任会を充実させ、本市の学力対策に向けた課題を共通認識し、具体的な取組について協議します。

②学力向上に関するリーフレットの作成

児童生徒の学力向上は、学校と保護者の意識の向上を図る必要があります。様々な取組をまとめたリーフレットを作成し、市内全ての教職員や保護者に周知し、理解を図ります。

③各校の取組についての検証

学力向上に関して、各校がどのような取組をしてきたかを検証し、指導の改善を図ります。

※3 全国学力・学習状況調査

平成19年度から開始された日本全国の小・中学校の最高学年（小学校6年生、中学校3年生）全員を対象として行われるテスト。実施日は、毎年4月の第3火曜日となっている。

平成22年度からは、抽出調査となっている。

重点目標 I

〈未来を創る人づくり〉

豊かな学力と確かな育ちを保障する学校教育の推進を図ります。

1 義務教育（知育）の充実

(3) 教員の資質向上

【現状と課題】

児童生徒にとって最大最良の教育環境である「教員」の資質向上は重要な課題です。その資質向上を図るため、これまで様々な研修会を実施したり、各学校を訪問しての指導を行ったりしてきましたが、更に充実した計画的・継続的な研修を実施していく必要があります。

【主な取組】

①校内研修の充実

各学校における校内研修の充実を図り、教職員自らの資質向上を支援します。

②各種研修会の実施

年間を通して、経験や職務に応じた各種研修会を実施するとともに内容の充実を図ります。

③学校訪問による指導

学校現場のニーズに応じた指導を行うために、指導主事が積極的に各学校を訪問し継続的な支援を行うことで、教員の指導力向上を図ります。

④教育講演会の開催

大村市教育会及び県教育センターと共催で、時宜にかなった講師を招聘しての教育講演会を実施することで、教員個々の意識を高め資質の向上を図ります。

【関連する事務事業】

- ・教職員研修事業



重点目標 I

〈未来を創る人づくり〉

豊かな学力と確かな育ちを保障する学校教育の推進を図ります。

1 義務教育（知育）の充実

(4) 情報教育の推進

【現状と課題】

情報化社会が急速に進む中、学校においても I C T機器 ※4 の普及及び効果的な活用能力の育成が広く求められています。市内小中学校においては、I C T機器の整備も進み、総合的な学習の時間 ※5、技術・家庭科の授業を中心に、各教科の特性に応じた活用がされています。学習指導要領 ※6においても情報教育の推進がうたわれており、小学校から中学校まで計画的な指導を行う必要があります。

一方では、ネットいじめ ※7に代表されるような「情報モラル ※8」に関する事案が社会的な問題となっています。このことは、大村市内においても例外ではありません。「情報モラル」に関する指導、情報端末を介した適切なコミュニケーション能力の育成等、学校教育の果たす役割は大きいものがあります。

今後、I C T機器の正しい使い方、情報選択・活用能力の育成及び情報モラル等の情報に関する総合的な学習の推進と指導体制の確立を図らなければなりません。

【主な取組】

① I C T機器の整備

パソコンその他周辺機器の整備を計画的に行います。教育用コンピュータを国の設置目標である児童生徒3.6人に1台配置しI C T環境を整備します。

② I C T機器に関する教員の指導力向上及び校内指導体制の確立

学校訪問や研修会等を通じて、情報モラルに関する教員の指導力向上を図るとともに、校内指導体制を確立し、各教科や総合的な学習の時間等におけるI C T機器を活用した効果的な授業実践の推進を図ります。

③児童生徒の情報活用能力の育成

児童生徒のコンピュータ操作に関するスキル能力やインターネットを適切に活用して必要な情報を収集・発信することのできる能力及び情報モラルの向上を目指し、各種の研修会を実施します。

## 【関連する事務事業】

- ・ 小学校教育用コンピュータ活用事業
- ・ 中学校教育用コンピュータ活用事業

### ※4 ICT (Information and Communication Technology) 機器

一般にPC、プロジェクタ、デジタルカメラ等の情報機器のことをいう。ICT機器以外には、黒板、OHP、VTR、ラジカセ等のツールがある。

### ※5 総合的な学習の時間

児童、生徒が自発的に横断的・総合的な課題学習を行う時間である。学習指導要領が適用される学校のすべてで平成12年から段階的に始められた。総合学習ともいわれる。

この時間は、国際化や情報化をはじめとする社会の変化をふまえ、子供の自ら学び自ら考える力などの全人的な生きる力の育成をめざし、教科などの枠を越えた横断的・総合的な学習を行うために生まれ、ゆとり教育と密接な関連性を持っている。特徴としては、体験学習や問題解決学習の重視、学校・家庭・地域の連携を掲げていることである。内容としては、国際理解、情報、環境、福祉・健康などが学習指導要領で例示されている。

### ※6 (新) 学習指導要領

平成18年12月の教育基本法の改正、平成19年6月の学校教育法の一部改正を受け、平成20年1月に中央教育審議会が「生きる力の育成」という教育の基本理念を答申した。平成21年3月28日に告示され、「生きる力」を育むという現行の学習指導要領の基本理念を継承することが明確に示されている。周知・移行期間を経て、小学校においては、平成23年4月から、また中学校においては、平成24年4月から完全実施となる。高等学校・特別支援学校においては、平成25年4月から年次進行で段階的に実施となる。

### ※7 ネットいじめ

インターネット上におけるいじめ。ウェブサイトやオンライン、あるいは電子メール、携帯電話などの場で行われる。

近年、世界中で発生して問題になっており、インターネットの法規制・フィルタリング規制に発展する国・自治体も出てきている。

### ※8 情報モラル

情報を扱う上で必要とされる倫理のことである。または、情報社会において注意すべき点などをいう。情報倫理、情報マナーということもある。

重点目標 I

〈未来を創る人づくり〉

豊かな学力と確かな育ちを保障する学校教育の推進を図ります。

1 義務教育（知育）の充実

(5) 国際理解教育の推進

【現状と課題】

国際理解教育の必要性が強く叫ばれ、各校における教育課程への具体的な取組の編成と特色のある実践が展開されています。実践内容については、次の3つに分けることができます。

- ・ A L T（外国語指導助手）※9との直接交流体験
- ・ コミュニケーションの手段としての外国語学習（特に英語）に重点を置き、異文化を体験する学習活動
- ・ 自国文化を理解した上で、諸外国の文化や伝統を学び視野を広げることを目的とした国際理解教育

本市ではA L T 6名が、小学校（15校）、中学校（6校）を定期的に訪問しています。

国際化社会に生きる人材育成に向け、学校での更なる特色ある教育課程の編成など、A L Tを生かした学習活動をより一層充実させる必要があります。

【主な取組】

① A L Tによる学校訪問

小学校では、「総合的な学習の時間」における国際理解教育及び5・6年生での「外国語活動」の充実を図るため、A L Tとの直接的な交流を通じ、コミュニケーション能力の素地を養い、自国文化や異文化に対する理解を深めます。

また、中学校では英語学習の助手として目的に応じた学校訪問を実施し、英会話学習を中心として実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。

② 地域の特性を生かす教育課程の編成

児童生徒がローカル、グローバルな視点を持ち、世界に視野を広げるためには、大村市の歴史・地理・自然など、まず郷土を知ることが重要です。

そこで、各学校における地域の特性を生かした教育課程を編成し、工夫した取組や実践の充実を図ります。

【関連する事務事業】・英語力向上対策事業

※9 外国語指導助手（A L T）

JETプログラム（語学指導を行う外国青年招致事業）の中に定められた職種。Assistant Language Teacherの略称であり、小・中学校における外国語指導の補助的役割を担っている。

重点目標 I

〈未来を創る人づくり〉

豊かな学力と確かな育ちを保障する学校教育の推進を図ります。

1 義務教育（知育）の充実

(6) 環境教育の推進

【現状と課題】

今日、社会経済活動の拡大に伴い、地球温暖化や酸性雨、廃棄物の処理など様々な環境問題が起きています。これらの問題に対応し、持続可能な社会を実現するためには、児童生徒に対して環境への理解を深め、環境を大切に作る心を育成し、一人ひとりがより良い環境を作ろうとする実践的態度を育成することが必要です。

学校においては、総合的な学習の時間、理科、特別活動等の時間を中心に、体験活動を通して環境について考える取組が実践されています。例えば、学校周辺の河川に生息する生物の観察、校区内の蛍の出現マップを作成するなど、教育活動全体を通じた実践が見られます。

しかしながら、このような実践は、限られた時間での取組であり、教育課程への具体的な位置付け、系統性をもった指導計画の作成などにおいて十分でない点があります。個々の実践や体験を通して学習したことを還元していく、学習の場としての機会作りや環境教育に対する確かな見識と指導技術を備えた実践リーダーの育成など早急に取り組まなければならない課題があります。

【主な取組】

①計画的・系統的環境教育の推進

全体計画及び年間カリキュラムを整備し、計画的・系統的環境教育の推進を図ります。

②実践リーダーの育成

教職員に対し、各種研修会への積極的な参加を促し、環境教育実践のリーダー育成を図ります。

③太陽光発電システムを活用した環境教育の推進

平成22年度中に市内全小中学校に設置する「太陽光発電システム」を、身近な教材として活用した環境教育を推進します。

## 1 義務教育（徳育）の充実

## (7) 心の教育の推進

## 【現状と課題】

本市においても、「長崎っ子の心を見つめる教育週間 ※10」中に、道徳の授業公開や地域の方を招いての講話、保護者による本の読み語りなどが行われています。これは、自他の命を大切にし、思いやりのある心を持った児童生徒の育成を狙いとしており、重要な取組の一つです。

平成21年度の全国学力・学習状況調査では、本市の小学6年生の94.2%及び中学3年生の94.7%が「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う」という回答をしています。これは良好な結果ではあるものの、見方を変えれば、5～6%の児童生徒の心が十分には育っていないことの表れでもあります。

また、情報化の進展が子どもたちの健やかな成長の妨げとなっている出来事が後を絶ちません。自他の生命の尊重は、何よりも重んじられなければならないことでありながら、心の痛む少年事件等が頻繁に発生していることは憂慮すべきことです。

このような社会状況を受け、「道徳の時間」を要としながら各教科等をはじめとする全ての教育活動の中で道徳教育の充実に努めることが重要であり、学校では、その実現に向けて様々な取組を展開することが求められています。

## 【主な取組】

## ① 「道徳の時間」及び授業研修会の充実

道徳DVDなどの視聴覚教材や「長崎っ子に贈る50の話 ※11」を活用した授業実践など、「道徳の時間」の充実に努めます。また、各学校の工夫した取組や特色ある実践が共有化できるよう研修会を充実させます。

## ② 異校種間の連携推進

大村市内にある幼稚園、小学校、中学校における相互交流学習を実施します。幼児、児童、生徒間での交流はもとより、教員が連携した授業等を行うことで、子どもたちの心を豊かにすることに努めます。また、大村市内にある高等学校や特別支援学校 ※12との交流を深めます。

### ③地域人材の活用

学校教育の様々な場面で、地域人材の積極的な活用が図られるよう、情報を提供します。

---

#### ※10 長崎っ子の心を見つめる教育週間

長崎県のすべての公立学校において、「心豊かな長崎っ子の育成」「命を大切にする心や思いやりの心の育成」「あこがれや将来への志の育成」「あいさつやマナーの向上」を目的とし、毎年5月から7月の間のいずれかの1週間を「長崎っ子の心を見つめる」教育週間として、教育活動を公開し、保護者や地域住民と子どもたちとの交流を行う取り組み

#### ※11 長崎っ子に贈る50の話

長崎県で育つ子どもたちが、人として生きることへのあこがれ、更には将来への志を抱くことのできる心の教育を推進するために、心の教育資料集として長崎県教育委員会が作成したものであり、長崎県の子どもたちにぜひ読ませたい、聞かせたい話を、小学校（低・中・高）、中学校、高等学校に応じて各10編ずつ集めた資料集

#### ※12 特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした日本の学校。旧・盲学校（もうがっこう）、旧・聾学校、旧・養護学校は、平成19年4月1日より、学校種が「特別支援学校」となった。

## 1 義務教育（徳育）の充実

## (8) 人権教育の推進

## 【現状と課題】

人権とは、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」のことであり、すなわち「人として基本的に持つ権利」を意味しています。各学校では、日々の教育活動全体を通して人権教育を実践するだけでなく、人権について考える大切な機会として、毎年12月の人権週間に合わせて子どもたちが主体となった人権集会を行っています。

しかし、子どもたちの中で、いじめやインターネットを使った個人への中傷など、人権侵害となる事例が時々見受けられます。また、教職員自身の人権に対する意識の低さが原因となり、子どもの心が不安定になったという事例もあります。

したがって、子どもたちだけでなく、全ての教職員の人権意識を高め、人権尊重の精神を涵養していくことが非常に重要です。

## 【主な取組】

## ①学校における人権教育の充実

児童生徒等の発達の段階に即して、各学校における全ての教育活動の特質に応じた指導が適切に行われ、子どもたちに人権に対する正しい知識を身につけ自他を大切に思う心や態度を養います。

## ②教職員の人権意識の向上

教職員の人権意識を高めるため、校内における人権担当者の位置付けや、計画的な「人権に関する研修」の実施を支援するとともに、各種研修会を通じて、人権教育に関する教職員の指導力を養います。

## 【関連する事務事業】

- ・人権教育推進事業

## 1 義務教育（徳育）の充実

## (9) 郷土教育の充実

## 【現状と課題】

平成18年12月に改正された教育基本法の第2条第5項には、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」と示してあります。

これを踏まえ、各小・中学校においては、社会科を中心として郷土や我が国の歴史等を学習し、総合的な学習の時間等を使って地域の文化や伝統芸能等について学んでいます。しかし、それは、単に知識としての史実の理解にとどまっている場合が少なくありません。時代背景や人々のものの見方・考え方に思いをはせたり、興味・関心を持って自ら追究したりする態度の育成を図ることが必要です。

本市は、原子物理学者である長岡半太郎や障害児教育に生涯を捧げた石井筆子など、様々な分野で多くの偉人を輩出してきた土地柄です。

したがって、このような郷土が誇る偉人について理解を深め、その生き方から多くのことを学ぶことは、郷土に対する誇りと愛情を育てていくうえで非常に大切です。

## 【主な取組】

## ①副読本「わたしたちの大村市」の活用

3・4年生の社会科における「地域社会に関する学習（地形・産業・歴史等）」で、「わたしたちの大村市」の積極的かつ有効な活用を図ります。

## ②「大村に関する歴史コーナー」の整備・活用

全ての小・中学校図書館に「大村に関する歴史コーナー」を整備するとともに積極的な活用を図り、郷土の歴史や伝統文化、偉人等に対する児童生徒の関心・意欲を高めます。

また、各校割当の図書購入費により、関連書籍の計画的な整備を図るよう併せて指導します。

## ③小中学校郷土史クラブの設置促進

「郷土を誇りに思う子ども育成事業」ともタイアップしながら、各校の郷土史クラブの設置を進めます。



④小・中学校における授業連携

小・中学校が連携して、郷土に対する系統的・計画的指導が実施されるよう、小・中学校の教員を対象に、大村市が輩出した偉人やその業績等に関する研修会を実施します。

- 【関連する事務事業】
- ・小学校教材等整備事業
  - ・郷土を誇りに思う子ども育成事業

## 1 義務教育（徳育）の充実

## (10) 読書活動の推進

## 【現状と課題】

「本は心の栄養」と言われているように、子どもたちにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするために欠かせない活動です。

各学校では、始業前や業間に全校一斉の「読書タイム」を設け、子どもたちだけでなく、教師もともに読書に親しんでいます。また、多くの学校で、図書ボランティアによる本の読み語りも行われています。

しかし、平成21年度の全国学力・学習状況調査によると、「平日に、学校以外で30分以上読書をする」と回答したのは、小学校6年生の約4割、中学校3年生の約3割という状況でした。

したがって、言語能力の育成を図るとともに、子どもたちの心をはぐくむためにも、より一層読書活動を推進していく必要があります。

## 【主な取組】

## ①学校図書館の活用

学校図書館が学習情報センター、読書センターとしての機能を果たせるように、各学校の取組をさらに充実し、学校図書館の有効活用が図られるよう支援します。

## ②図書ボランティアの養成

学校図書館の環境整備や読み聞かせ等、学校図書館の有効活用を支援するために、学校支援会議推進事業等を活用して各学校の図書ボランティアを対象とした養成講座を開催します。

## ③学校図書館の整備

学校及び児童生徒数の規模に応じ蔵書を計画的に整備するとともに、利用しやすい環境作りに努めます。

## 【関連する事務事業】

- ・ 小学校教材等整備事業、
- ・ 中学校教材等整備事業

## 1 義務教育（徳育）の充実

## (1 1) 教育相談体制の充実

## 【現状と課題】

小・中学校における不登校児童生徒数の多さは、全国的に深刻な問題です。大村市においても例外ではなく、平成20年度中に不登校（欠席日数30日以上）になった小学生は22人（全体の0.3%）中学生は139人（全体の4.5%）となっています。

不登校の背景には、様々なものがあります。学習面への不適應や友達関係のトラブルといった本人の生活場面に起因するもの、あるいは怠惰や非行などに起因するもの、更には家庭環境等に起因するものなど実に多様です。そして、これらの要因の複雑な絡み合いも近年の特徴であると言えます。

しかしながら、不登校問題の中には、適切な初期対応が図られれば未然防止できるものが数多くあることも事実です。子どもたちへの温かい相談が行われたり、保護者や教職員への適切な支援がなされれば、深刻な問題に発展する前に解決に至ることは可能です。

また、実際に不登校の状態である子どもたちの状態も千差万別です。中にはひきこもりと呼ばれる状態に近い子どもたちもいます。このような問題には、市適應指導教室（あおば教室）や医療、福祉等の関係機関との連携を図ったりしながら対応する必要があります。

## 【主な取組】

## ①中1ギャップの解消

小・中学校教職員が連携した授業の実施や互いの学習内容・方法等を意識した学習指導の展開等、小・中連携を意識した授業改善を図り、中1ギャップの解消に努めます。

②スクールソーシャルワーカー（SSW） ※13の活用

市教育委員会に、スクールソーシャルワーカーを配置し、各学校の要請に応じて派遣することによって、社会福祉等の知識や技能を活用して関係機関との連携を図ったり、心理学的な側面から子どもの心の内側に触れたりするなどして、子どもや保護者、教職員への支援を行います。

### ③心の教室相談員 ※14の配置

全小・中学校に心の教室相談員を配置します。不登校となる前には、子どもたちは必ず何らかのシグナルを発しています。子どもたちが気軽に相談できる環境を作ります。

### ④研修会の実施

全小・中学校に不登校対策担当者を位置付けるとともに、「教育相談」に関する研修会を実施し、教職員のスキルアップを図ります。

## 【関連する事務事業】

- ・心のケア充実対策事業

---

#### ※13 スクールソーシャルワーカー（SSW）

心の教室相談員と同様に、不登校対策の一環として、平成20年度から始まった。児童・生徒が置かれている様々な環境に着目して働きかけることができる人材で、学校内あるいは学校の枠を超えて関係機関との連携をより一層強化し、児童・生徒の自立を促す役割を果たすコーディネーター的な存在

#### ※14 心の教室相談員

スクールソーシャルワーカーと同様に、不登校対策の一環として、平成21年度から始まった。児童・生徒の悩みなどを聞き、不登校の一因でもあるストレスを和らげる役を担っている。

## 1 義務教育（徳育）の充実

## (1 2) 特別支援教育の充実

## 【現状と課題】

平成21年度の大村市内における特別支援学級数は、8つの小学校に13学級、5つの中学校に8学級という数になっています。また、この他に通常学級に在籍しながら、ことばや情緒の発達に必要な教育を行う通級指導教室も、小・中学校にそれぞれ1校ずつあります。障害の程度に応じて、それぞれに適切な場での教育が受けられるような環境を整えています。

また、就学前の子どもたちへの療育を行っている大村市療育支援センター「ステップ」※15や、大村市内にある3つの県立特別支援学校との連携にも力を入れています。小・中学校における望ましい特別支援教育のあり方について、適宜、アドバイスを受けています。

しかしながら、近年、ADHD ※16等の発達障害がある子どもたちが全国的に増加しており、大村市においても例外ではありません。保護者の抱える不安や悩みも多種多様です。このような状況から、平成21年度から大村市では成長支援ファイル「のびのびファイル ※17」を作成し、保護者に配布していますが、関係者への周知と活用が課題となっています。

## 【主な取組】

## ①成長支援ファイル「のびのびファイル」の活用

「のびのびファイル」は障害の有無に関らず、すべての子どもたちの健やかな成長を支援することを目的としたものです。特に、配慮を要することが生じた場合には、関係機関から受けた支援や指導が、別の関係機関にスムーズに伝わっていくことが肝要となってきます。保護者の方々のみならず、幼稚園、保育所（園）や小中学校、関係機関にこの趣旨を理解してもらい、適切な活用を促します。

## ②特別支援教育支援員の配置

衣類の着脱や教室移動等、日常の学校生活に何らかの支援が必要な子どもたちが在籍する学校には、特別支援教育支援員を配置するよう努めます。

## ③研修会の実施

特別支援学級担任研修会や教育コーディネーター ※18研修会を定期的に開催し、指導力の向上を図ります。

【関連する事務事業】 ・ 特別支援教育推進事業 ・ 教員補助員派遣事業

---

※15 大村市療育支援センター「ステップ」

社会福祉法人・大村市社会福祉協議会が心身の発達に援助が必要な就学前の子どもに対して集団療育・個別指導等の療育支援事業を行う施設

※16 ADHD

注意欠陥・多動性障害（AD/HD: Attention Deficit / Hyperactivity Disorder）は多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害もしくは行動障害

※17 のびのびファイル

就学前の子どもものより良い育ちを支えるため、乳児期からの相談や支援の経過などを記録するもの。幼稚園・保育園を通じて、母子健康手帳交付時に配付している。

※18 教育コーディネーター

総合的な学習の時間、各教科、選択教科、部活動などで学校が必要とするゲストティーチャーや協力者を紹介するとともに、相互の連絡・調整を図り、円滑に活動を進めるための支援を行う。

## 1 義務教育（体育）の充実

## (13) 健康教育・食育の推進

## 【現状と課題】

今、子どもたちを取り巻く環境は、食生活の乱れや生活習慣病、アレルギー疾患、薬物乱用や性感染症の低年齢化等、様々な問題を抱えています。

本市の学校においては、体育科（小学校）、保健体育科（中学校）などの関連する教科、特別活動等において、健康に関する適切な活動の実践を促し、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培うことを目的として健康教育が行われています。

また食に関しては、平成17年に「食育基本法 ※19」が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっています。

## 【主な取組】

## ①薬物乱用防止教育等の充実

中学校においては、学校薬剤師等の外部講師を活用しての「薬物乱用防止教室」や助産師を招いての「性教育講演会」を開催します。小学校においても、学校の実態や発達段階に併せた指導の推進を図ります。

## ②食育全体計画、食育年間指導計画の活用

4 調理場別に編成したブロック別食育推進委員会を中心に、食育全体計画、食育年間指導計画を充実させ活用することにより、食育を計画的に推進します。

## ③学校給食の活用

「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと」等、学校給食の目標達成に努めることは、子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進につながることから、学校給食を「生きた教材」として活用します。

## ④家庭への食育の浸透

子どもたちにより望ましい食習慣を身につけさせるためには、家庭での食育が大切です。そのために、給食の献立表、調理場便り、食育便り等の配付や給食試食会の実施等、あらゆる機会を活用して、食育の大切さを家庭に伝えます。

## 【関連する事務事業】・保健推進事業

---

### ※19 食育基本法

「健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことにより、健康で文化的な国民生活と豊かで活力ある社会を実現する」ことを目的に、平成17年6月に成立した法律



## 1 義務教育（体育）の充実

## (1 4) 学校体育の推進（体力向上）

## 【現状と課題】

子どもたちは、日常生活における身体活動の機会や場の減少などを背景に基礎的な体力や運動能力が低下傾向にあります。また、運動に興味を持ち活発に運動をする者とそうでない者に二極化している現状が見られます。

このことから、体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、教科体育の時間はもとより、特別活動・総合的な学習の時間・運動部活動等、学校教育活動全体や地域のスポーツ活動を通じて取り組み、子どもたちが運動を好きになり、健康な生活習慣を身につけることができるようにする必要があります。

## 【主な取組】

## ①指導者研修会の充実

伝達講習会を実施するとともに、実技研修会や研究大会への参加を促進して、指導力の向上を図ります。

## ②児童生徒の体力・運動能力調査の活用

長崎県児童生徒体力・運動能力調査の結果を分析することで課題を見出し、授業改善に活かします。

また、前年度の記録を参考にし、児童生徒各個人に目標を持たせ、自分の体力に関心を持たせるとともに、運動習慣の改善を図る手立てとします。

## ③体育行事の充実

児童生徒に運動の楽しさや心地よさを実感できるよう、各学校の運動会、体育大会や、市主催の小学校体育祭、水泳大会の種目内容を工夫します。また、中学校の運動部活動の活性化を図ります。

## ④親子体力向上実践セミナーの推奨

県が主催する「親子体力向上実践セミナー」を推奨し、参加校の実践を他校に紹介することで、体力向上への取り組みを広げます。

## 【関連する事務事業】

- ・ 小学校体育大会開催事業、
- ・ 中学校体育大会開催事業

## 1 義務教育（体育）の充実

## (15) 安全教育の推進

## 【現状と課題】

子どもたちの登下校を含め、安全・安心な環境を整備するのはとても大切なことです。実際、全国的に子どもたちが犯罪被害に遭う事件は多発しています。本市においても、頻繁に不審者の情報を耳にしており、安全・安心な環境を整備、充実させることは喫緊の課題です。

各学校においては、「学校安全計画」や「危険等発生時対処要領」を作成していますが、今後安全のため、いかに活用していくかが課題です。

## 【主な取組】

## ①学校安全計画、危険等発生時対処要領の整備・充実

子どもたちの安全・安心な環境を整備するために、「学校安全計画」や「危険等発生時対処要領」を全職員へ徹底させ、保護者への情報提供を図ります。

## ②スクールガードの充実

学校安全体制を強化するため、各学校のスクールガード（学校安全ボランティア）を集めての情報交換会等を行い、スクールガードの充実を図ります。

③スクールガードリーダー ※20の活用（地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業）

スクールガードリーダーを活用し、各学校への巡回により、スクールガードへの助言、指導を行い、学校安全体制を充実させます。

※20 スクールガードリーダー

学校安全指導員のこと。「スクールガード」とは、あらかじめ各小学校に登録した地域住民が子どもたちの下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティアのこと。

スクールガードリーダーは、学区内の学校の巡回指導や安全に対する評価を行うとともに、スクールガードに対する指導も行う。

## 1 義務教育の充実（その他）

## (16) 学校評価の充実

## 【現状と課題】

本市では、全ての小・中学校が自己評価 ※21を実施しています。

学校関係者評価 ※22については、9割近い学校で実施していますが、専門家等による第三者評価 ※23については、現時点で実施している学校はありません。

学校評価の大きな目的は、評価結果をその後の学校運営に活かすことにあります。現在、いずれの学校においても、評価結果を適正に反映させた学校づくりがなされているかについては、まだまだ十分とは言えない状況です。学校評価をより充実させていくためにも、将来的には、第三者評価の実施を視野に入れていくことが必要です。

## 【主な取組】

## ①自己評価の充実

各校における自己評価が、学校運営に適切に活かされるよう、その目的や方法、活用の仕方等を工夫します。

## ②評価結果に対する支援・改善

各校の評価結果等を通じて状況を把握し、各校に対する支援や条件整備等の改善を適切に行います。

## ③学校関係者評価の実施に向けた取組

学校評価をより充実させるために、市内全小中学校において「学校関係者評価」を適正に実施します。

## ④研修会の実施

管理職を対象とした研修会を実施し、「学校評価」の目的や必要性について理解を深め、その充実を図ります。

---

※21 自己評価 各学校の教職員が行う評価

※22 学校関係者評価 保護者や学校評議員、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

※23 第三者評価 学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価

## 2 幼児教育の充実

### (1) 多年保育の充実

#### 【現状と課題】

これまで市立幼稚園では、4・5歳児による多年保育を実施し、発達や学びの連続性を意識した実践研究を進めてきました。

幼児が最初に経験する集団生活は家庭生活であり、家族とのふれあいを通して生活のルールを学びます。しかし、少子化や核家族化、共働き家庭の増加により、このような家庭での学びの機会が少なくなっています。また、地域での人と人とのつながりが薄くなり、地域の人との関わりを通して幼児が学ぶ機会も少なくなりつつあります。

このような中、早く集団生活をさせたいという3年保育のニーズが高まっています。

#### 【主な取組】

##### ○3年保育の検討

市立幼稚園における3年保育の必要性を十分考慮し、導入について検討します。

## 2 幼児教育の充実

### (2) 保育所・幼稚園等と小学校の連携

#### 【現状と課題】

大村市では5歳児の多くが保育所、幼稚園等に通った後、小学校等に入学しています。

遊びを中心とした幼児期の教育と教科等の学習を中心とする小学校教育では、教育内容や指導方法が異なっているものの、保育所や幼稚園等から義務教育段階へと子どもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育とが円滑に接続され、連携が十分にとられていることが必要です。

しかし、現時点ではまだ十分ではなく、小学校入学後の生活の変化に対応できず、学習に集中できない、教師の話が聞けずに授業が成立しないなどの状況も見られます。このことから、子ども一人一人がこうした生活の変化に対応し、実り多い生活や学習を展開できるよう、保育所や幼稚園等と小学校の連携が求められています。

#### 【主な取組】

##### ①連携体制の整備

幼稚園・保育所・小学校の連携が効果的に行われるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫等、様々な取組をコーディネートする組織を設置します。

##### ②教職員の相互理解

教職員相互による保育参観や小学校の授業参観等を積極的に行い、教職員の相互理解を深めます。

##### ③子どもの交流活動

指導計画、教材研究を充実し、幼児と児童、双方にとって意義のある交流活動ができるよう推進します。

## 2 幼児教育の充実

## (3) 幼稚園における子育て支援の推進

## 【現状と課題】

近年、核家族化、地域の子育て力の低下等の社会状況の変化が進む中、子育てについて近くに相談する者がいないため、子育てに不安を抱く保護者が増えています。市立幼稚園では、在園児保護者からの子育て相談の対応、また、在宅で子育てをしている家庭への子育て支援として、園開放を行ってきましたが、周知が十分できていないこともあり、園開放利用者が少ないのが現状です。

このため、市立幼稚園の子育て支援機能を積極的に地域に発信し、子育て支援の拠点施設としての役割を積極的に果たすことが必要です。

## 【主な取組】

## ①情報発信の工夫

年間を通して行っている子育て支援の内容について、市報を活用して積極的に情報を発信するとともに、インターネットを活用した情報発信についても検討します。

## ②子育て相談の充実

子どもの就園の有無にかかわらず、保護者が安心して子育てに関する相談ができる体制を作ります。

## ③交流の場の提供

園開放や子育て井戸端会議の開催等により、遊びを通した子どもの交流を広げるとともに、子育て中の保護者が交流できる機会作りに努めます。

## ④学習の場の提供

子育てに関する講演会や研修会等、他団体とも連携して保護者が学習する機会を提供します。

## ⑤諸機関との連携

様々な問題を早期解決するために、子どもセンター・大村市療育センター（ステップ）・教育センター（幼児部）等の諸機関との連携・協力を進めます。

## 2 幼児教育の充実

### (4) 教員の資質向上

#### 【現状と課題】

幼児にとって最大最良の教育環境である「教員」の資質向上は重要な課題です。その資質向上を図るため、これまで様々な研修会の実施、各幼稚園を訪問しての指導を行ってきました。しかしながら、近年、子どもの育ちの変化への対応、子育ての悩みや不安の相談など幼稚園に求められる役割が増えています。したがって、全ての教員のより高い専門職としての資質向上が必要です。

また、平成20年度から、市立幼稚園においては、教職員による自己評価の実施及び公表をしています。自己評価の大きな目的は、幼児がより良い教育活動を受けられるよう、教育の質の向上を図ることにあります。学校評価をより充実させていくためにも、学校関係者評価が全ての幼稚園で実施されるよう働きかけていくことも必要です。

#### 【主な取組】

##### ①園内研修の充実

各園における園内研修及び幼稚園間の合同研修や情報交換等の充実を図り、経験や職務に応じた教員自らの資質向上を支援します。

##### ②研修会の充実

保育を振り返り、課題を見つけ、改善を図るサイクル作りのため、市立幼稚園で毎年行っている幼稚園教育研究会の充実を図ります。

##### ③園訪問による指導

各園のニーズに応じた指導を行うために、指導主事等が積極的に各園を訪問し、継続的な支援を行うことで、教員の指導力向上を図ります。

##### ④教育講演会の開催

適宜にかなった講師を招聘して教育講演会を実施することで、教員個々の意識を高め資質の向上を図ります。

⑤学校評価の充実

幼稚園が行った自己評価の結果、それを踏まえた今後の改善策を具体化させることで、教育の質の向上を図ります。

また、全ての公立幼稚園で「学校関係者評価」を実施します。



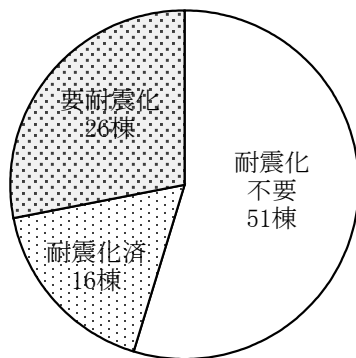
3 教育環境の充実

(1) 校舎・園舎の整備事業の推進

【現状と課題】

①学校施設耐震化について

本市の平成21年度末における小中学校校舎等の耐震診断率は100%ですが、耐震化率は、72.0%です。全国の耐震化率は、62.3%（平成20年度末）となっています。



H21年度末

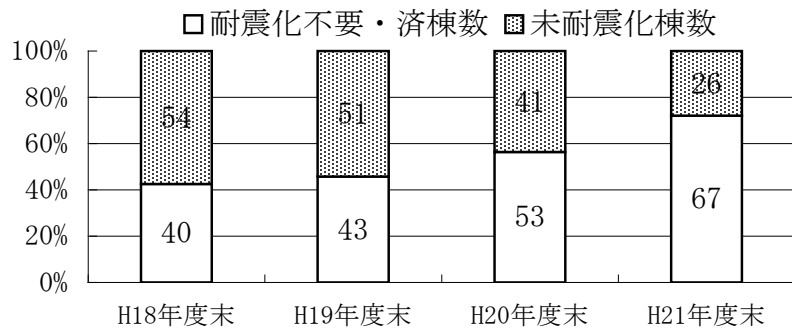
耐震化対象 (93棟) 中、要耐震化件数

耐震化不要：①昭和56年5月1日以降の建物は、新耐震基準

適用済建物であるもの→32棟

②耐震診断の結果によるもの→19棟

耐震化実施の状況：棟



②普通教室等の確保について

特別教室を普通教室に転用し、普通教室不足の解消を図っている小中学校が複数存在しています。

しかし、竹松小学校、桜が原中学校の2校については、更に普通教室不足が予測され、限界にきています。

このため、早急な対応策が必要です。

③施設の老朽化による建替え等について

平成21年4月1日現在の市内小中学校校舎・体育館、幼稚園園舎・遊戯室全体数は289棟であり、その内築30年以上経過分では、119棟、42%と半数に近い状況です。外壁のひび割れ、施設の地盤沈下・給水管本体の劣化による漏水、白蟻被害による施設の耐久度の減少等、施設の老朽化が

重点目標 I

〈未来を創る人づくり〉

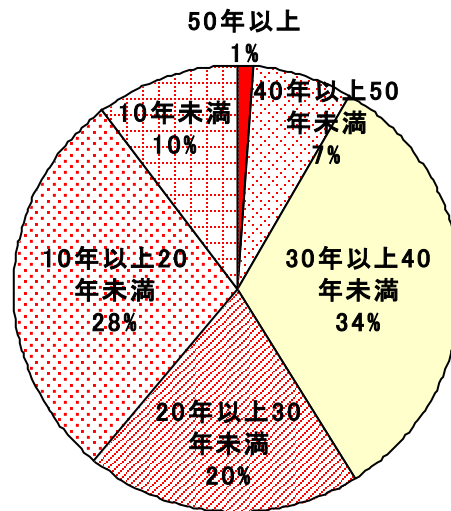
豊かな学力と確かな育ちを保障する学校教育の推進を図ります。

3 教育環境の充実

進んでおり、建替え等の検討が必要です。

また、施設のみならず遊具等の器具についても、同様に老朽化による日常的な維持修繕が必要です。

経過年数	棟数
50年以上	3
40年以上50年未満	21
30年以上40年未満	95
20年以上30年未満	58
10年以上20年未満	82
10年未満	30
合計	289



校舎等の建築経過年数  
平成 21 年 4 月 1 日現在数

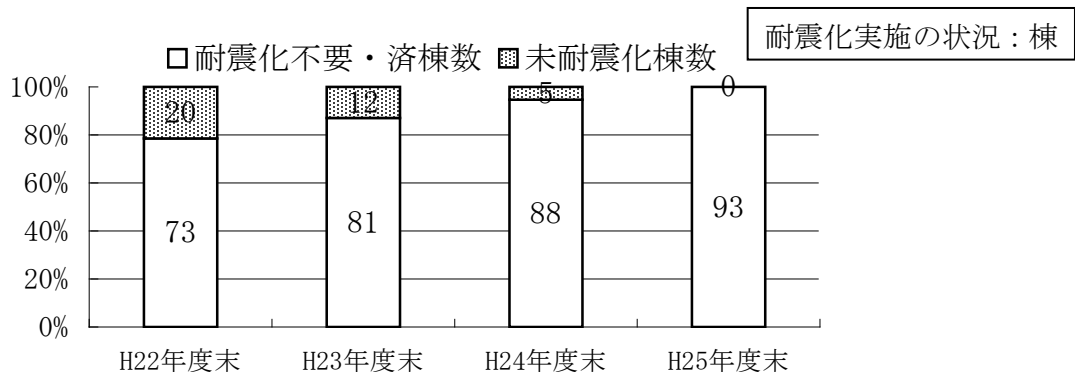
④武道場の整備について

中学校の武道が平成 24 年度から必修になります。現在武道場のない学校については、武道の授業を体育館で実施しており、畳などを使用する場合、ずれて隙間に足や手が挟まる危険に加え、準備、後片付けに時間がかかること等安全性や授業への影響が問題があるため、武道場の整備が必要です。

【主な取組】

①学校施設耐震化

子どもたちの安全確保や災害時の避難場所としての機能を高めるため、平成 25 年度末の耐震化率 100% 達成に向けて、校舎・園舎及び体育館の耐震化工事を年次計画で実施します。



### 3 教育環境の充実

#### ②普通教室等の確保

竹松小学校、桜が原中学校における、児童・生徒数増加による普通教室不足に対応するため、早急に校舎を増築します。

特別教室不足への対応については、新校舎の増築の際、普通教室を転用していた特別教室の回復を図ります。

#### ③施設の老朽化による建替え等

老朽化による軽微な施設改修については、必要に応じ整備を行い、今後の抜本的な施設整備については、大規模改造や改築計画を策定し、計画的に実施していきます。

遊具等の器具については、専門業者による定期点検を実施し、安全性を確保します。

#### ④武道場の整備

武道場の整備が必要な3校については、平成22年度中に整備します。

#### 【関連する事務事業】

- ・小学校、中学校施設等耐震化事業
- ・小学校、中学校校舎等整備事業
- ・中学校施設等大規模改造事業
- ・幼稚園園舎等整備事業

## 3 教育環境の充実

## (2) 学校給食環境の充実

## 【現状と課題】

本市の学校給食は小学校15校と公立幼稚園6園に4つの共同調理場で給食を提供しています。

しかし、現在の共同調理場は施設の老朽化により、「学校給食衛生管理基準」への適合が難しい状況にあり、建て替える必要があります。

中学校給食については、ミルク給食のみを行ってきましたが、食を取り巻く生活環境の変化、食育の重視から、給食の実施を検討する必要があります。

また、給食費の未納問題が大きな課題となっています

## 【主な取組】

## ①小学校給食共同調理場の建設

新たに建設する小学校給食共同調理場を平成24年度稼動に向けて進めます。

## ②中学校給食共同調理場の建設

中学校給食共同調理場については、小学校給食共同調理場建設の見通しがある程度ついた時点で、実施に向けて取り組みます。

## ③地産地消及び食育の充実

学校給食において、地場産物を活用する取組を促すとともに、食育の充実を図ります。

## ④給食費未納対策の取組

学校給食費の未納対策については、法的手段を活用するなど積極的に取り組みます。

## 【関連する事務事業】

- ・学校給食管理事業
- ・学校給食助成事業
- ・小学校共同調理場建設事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

1 家庭教育の充実

(1) 家庭教育力の向上

【現状と課題】

核家族化等による生活形態の変化やインターネットを始め高度情報化の進展に伴う人間関係の希薄化など、地域を取り巻く社会環境は著しく変化しています。このような中、家庭における教育力の低下が懸念されており、教育力向上に向けた支援が求められています。

【主な取組】

① 講演会や研修会の実施

青少年健全育成協議会やPTA等各種団体の協力を得ながら、家族団らんの機会を持つための「家庭の日」（毎月第3日曜日）の啓発等、大人のあり方を見直し、子どもを健やかに育てる環境づくりへの積極的な参加を目指す「ココロねっこ運動」の普及やそれに係る講演会や研修会を実施します。

② 各種講座の開催

大人が子どもの心と体の発育を理解し、子どもに関わることができるようになるための子育てに関する各種講座を開催します。

【関連する事務事業】

- ・ 公民館講座開催事業
- ・ 青少年健全育成事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

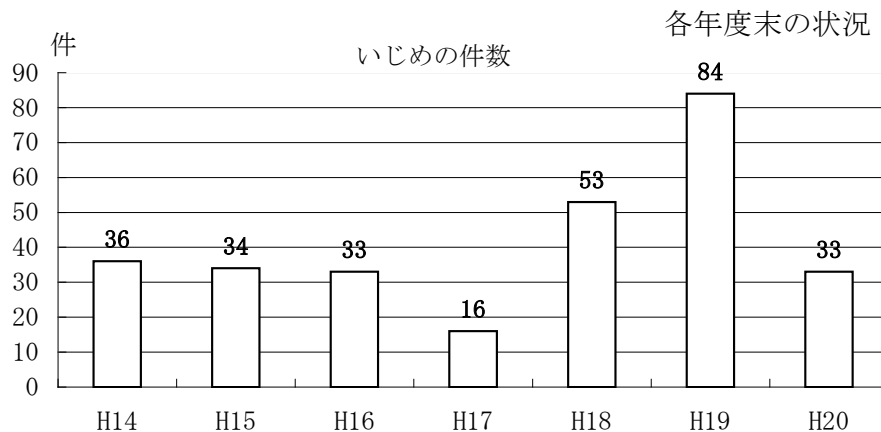
1 家庭教育の充実

(2) 相談機能の充実

【現状と課題】

大村市内における「いじめ件数」は、スクールカウンセラーや家庭等との連携により、前年度を下回ることができました。

子育てに関する悩みやいじめなどの問題行動に対応するには、関係団体との連携が必要であり、相談業務を受けている各機関による情報の共有化や相談機能の充実が必要です。



【主な取組】

①相談業務の充実

市及び民間団体の相談業務実務者研修を定期的実施し、相談員の資質向上を図るとともに、情報の共有化により問題解決の円滑化を図ります。

②相談窓口の充実

早期の相談を促すため、少年センターや各機関の「相談窓口一覧カード」を子育て支援センター等の関係機関に設置するとともに、児童生徒に配布を行ない、問題行動等への早期対応を図ります。

【関連する事業】

- ・少年センター管理運営事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

1 家庭教育の充実

(3) 地域の教育力の向上

【現状と課題】

核家族化やインターネット等の高度情報化の急速な進展に伴い、家庭環境や地域を取り巻く社会環境は著しく変化しています。

不登校問題や自殺の低年齢化、また子育ての悩みを抱えた母親などによる児童虐待等、これらは家庭や地域におけるコミュニケーションの不足もその一因として挙げられます。

そのため、学校や家庭はもとより、青少年健全育成協議会等各種団体との連携を強化し、問題解決に向けた取組の促進が必要です。

【主な取組】

①「ココロねっこ運動」の推進

大人のあり方を見直し、子どもを健やかに育てる環境づくりへの積極的な参加を目指す「ココロねっこ運動」を各種機関や団体と連携し推進します。

②講演会や研修会の開催

インターネットや子育てに関することなど喫緊の課題をテーマとした、多くの市民が参加できる講演会や研修会を開催します。

【関連する事務事業】

- ・青少年健全育成事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

2 青少年の健全育成

(1) 家庭・学校・地域の連携強化

【現状と課題】

都市化が進み、核家族化や地縁的な繋がりが希薄化している中、子育てや青少年の健やかな成長をはぐくむための教育力の低下が指摘されています。

そのため、家庭、学校、地域それぞれが役割や責任を自覚し、これまでも増した連携の強化が必要です。

【主な取組】

①放課後子ども教室の推進

地域の子どもは地域で見守りはぐくんでいくために、放課後子ども教室 ※24の開設を推進します。

②学校支援会議活動の推進

保護者、学校、地域が協働して子どもの育成に取り組んでいる学校支援会議の活動を活発化させるため、活動内容の広報・啓発を積極的に行うとともに、学校支援ボランティア研修会等を開催します。

③健全育成活動の推進

青少年の健全育成・非行事故防止についての広報・啓発キャラバンを実施します。また、有害図書の実情把握のため、店舗の立ち入り調査などを行うとともに、万引きなど、未然に少年の非行事故の防止を図るため、巡回補導等を推進します。

【関連する事務事業】

- ・放課後子ども教室推進事業
- ・青少年健全育成事業

※24 放課後子ども教室

平成19年度よりスタートした「放課後子どもプラン」の事業として、文部科学省の放課後子ども教室推進事業」の中で実施されるものである。

具体的には、放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施する。



重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

2 青少年の健全育成

(2) 青少年を守る市民活動の充実

【現状と課題】

大村市における少年非行概況では、深夜徘徊や喫煙による不良行為で補導された少年は増加傾向にあります。

このことから、計画的かつ継続的に、小・中学校や青少年健全育成協議会、P T A等の関係団体による連携した非行事故防止活動が必要です。

【主な取組】

①関係機関・団体との連携強化

青少年健全育成協議会、P T A、少年補導委員、警察等との連携を一層強化し、情報を共有し、計画的に非行事故防止活動を推進します。

②研修会の充実

非行事故防止活動のリーダーである少年補導委員の資質向上を図るため、従来から実施している研修会に加え、新たに警察関係者が同行する「街頭での実践研修」を実施します。

【関連する事業】

- ・青少年健全育成事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

2 青少年の健全育成

(3) 体験活動の充実

【現状と課題】

情報化社会や核家族化の進展など社会情勢が変化している中、子どもたちの生活形態も大きく様変わりしており、「家事が出来ない」「友達と遊べない」「創造性が欠如している」等の子どもたちが増加しています。

これらは、成長期における体験不足等が主な要因であり、社会性をはぐくむための基盤となる自然体験や生活体験を通じた学習の機会が求められています。

【主な取組】

①家庭生活学習の推進

家庭の中での役割と家事の大切さを学ぶために、準備から後片づけまでを学習内容とした親子料理教室等を開催します。

②体験学習の充実

年齢の異なる子どもたちが、集団で自然を体験する中で、協調性や社会性を身につける場として、市内の史跡・施設・自然を探検する「おおむら再発見～子ども探検隊」等の野外活動の講座を開催します。

楽しい科学実験や自然観察を通して、感動する心や豊かな創造性を養うための子ども科学実験教室や天体観測教室等を開催します。

【関連する事業】

- ・ 公民館講座開催事業
- ・ 子ども科学館管理運営事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

3 生涯教育の充実

(1) 生涯学習環境の整備

【現状と課題】

市民の学習意欲は益々盛んになり、社会が複雑・多様化するにつれ、希望する学習内容も多岐にわたっています。また、指導者の養成や把握が十分でないため、その多種多様な学習ニーズに十分に答えきれていません。

また、図書館についても、市民の自己学習の要求に応えるため、図書・雑誌・新聞等を収集整理し、提供する必要があります。

【主な取組】

①公民館講座の充実

公民館講座について、地域や各世代の学習ニーズに対応した講座の開催や、学習する機会を創出します。

②指導者の人材育成・活用

身につけた知識や技術を提供できる人材を活用するため、地域に潜在している人材を発掘するとともに、様々な学習ニーズに対応できる指導者の養成につながる講座を開催します。

③図書館機能の充実強化

本館、公立公民館、各住民センター図書室などの図書の充実を図るとともに、県内外の公立図書館、大学図書館等と相互貸借制度を活用し、利用者が求めている図書や雑誌の提供に努めます。

また、新図書館のあり方についても今後検討を進めます。

【関連する事務事業】

- ・ 公民館講座開催事業
- ・ 図書等整備事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

3 生涯教育の充実

(2) 町内公民館活動の充実

【現状と課題】

町内公民館では、文化活動を始め、スポーツ活動や伝統行事の開催など、それぞれの地域の特性を生かした特色ある活動が活発に行われています。

しかし、種々の理由による指導者不足のため、取り組みに関する温度差が生じており、研修会の開催など、指導者育成のための支援と施設の老朽化や利用者の高齢化等に伴う施設改善のための支援が求められています。

【主な取組】

①指導者の育成

公民館運営に関わる指導者の資質向上を図るため、町内公民館において指導者育成のための研修会を実施します。

②施設改善のための支援推進

従来の公民館新築・増改築費の補助に加え、新たにバリアフリー化のための補助制度を創出し、高齢者等すべての人が利用することができる町内公民館の整備を促進します。

【関連する事務事業】

- ・町内公民館育成事業

重点目標 II

〈地域を担う人づくり〉

青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進を図ります。

3 生涯教育の充実

(3) 人権教育の推進

【現状と課題】

同和問題やいじめを始めとして、児童虐待、障がい者への差別等、人権に関する問題は、今なお多く存在しています。

とりわけ近年においては、インターネットや携帯メールを用いた誹謗中傷等、現代社会がもたらす新たな人権侵害等、内容も多種多様化しております。

市民の人権に関する意識高揚を図るため、今後も地道な活動をとおり、人権教育の推進に努めなければなりません。

【主な取組】

①人権教育研究大会の開催

全ての人々が人権に関する知識を身につけ、人権に対する意識を高めるため、人権教育研究大会を開催します。

②人権教育講演会の開催

市民の人権意識を向上させるため、大村東彼地区人権教育研究協議会ともタイアップしながら人権教育講演会を開催します。

## 1 文化財の保護と活用

## (1) 文化財の調査・保護・活用

## 【現状と課題】

大村市には、先人の残した数多くの歴史遺産があります。これらを適切に保存するには、その価値を専門的に調査し、重要なものについては指定し、後世へ継承するための維持管理を行うことが必要です。また、地域に埋没している文化財も多く、その中には大村市の歴史にとって重要なものが存在する可能性があります。今後更に、文化財指定を拡大し、歴史遺産の保存に努める必要があります。

大村藩旧家に残る歴史資料については、調査・収集に努めていますが、今後、史料が失われる可能性があります。

貴重な文化財を継続的に保護するには、行政に加え、地域ぐるみで取り組むことが大切です。そのため、地域にとっての文化財の重要性を伝える必要があります。

## 【主な取組】

## ①文化財の維持・管理

旧円融寺庭園や本経寺などをはじめとした市内主要文化財の維持・管理に努め、後世に伝えるための保存整備を進めます。また、三城城跡の国指定に向けて取り組みます。

## ②文化財整備の推進

地域に埋没している文化財の調査を行い、重要なものについては指定を進め、大村市の歴史を伝える歴史遺産を保存継承するために整備を進めます。

## ③市民への啓発活動

歴史資料や史跡等の文化財を市・地域の宝として守っていくことの大切さを伝えるために、史料館における展示活動や郷土史講演会を通じて、大村市の歴史について周知を図ります。

## 【関連する事務事業】

- ・文化財管理事業
- ・大村家墓所保存整備事業
- ・三城城跡保存整備事業
- ・史料館管理運営事業
- ・旧楠本正隆屋敷文化事業
- ・発掘調査事業
- ・黒門改修整備事業

## 1 文化財の保護と活用

## (2) 史料館の活用

## 【現状と課題】

史料館では大村市の歴史に関する資料収集や展示等を行い、大村市の貴重な歴史資料を保存するとともに、郷土の歴史の発信に努めています。しかしながら、建物の老朽化に伴う展示室の使用制限や、展示台が旧式のため資料が劣化するおそれがあります。また重要資料や借用資料を公開できないなどの問題もあります。

## 【主な取組】

## ○史料館活動と整備

大村市の歴史に関わる貴重な歴史資料を収集・保管するとともに、歴史情報の発信拠点として、展示会を開催します。また、施設・設備の整備に努めますが、施設の老朽化が進んでいることや展示設備の機能不足もあることから、今後史料館のあり方について検討を進めます。

## 【関連する事務事業】

- ・ 史料館管理運営事業
- ・ 歴史博物館資料収集事業

## 1 文化財の保護と活用

## (3) 民俗芸能の保存継承

## 【現状と課題】

大村市には、数多くの民俗芸能があり、村の鎮守などに奉納される祭りの出し物として、各地域で継承されてきました。しかし、様々な要因から地域社会のあり方に変化が生じ、多くの保存団体で経済的負担や後継者不足などが重要課題となっています。

## 【主な取組】

## ① 民俗芸能の保護・支援

県指定文化財の3つの保存団体及びその他の保存団体に対して、道具の修繕・購入や後継者育成のための助成を行うなど、保存継承活動を支援します。

## ② 民俗芸能の調査及び周知

市内に所在する民俗芸能の文化財的価値の調査を進めます。また民俗芸能の保存・継承には市民の協力が欠かせないため、理解が得られるよう周知を図ります。

## ③ 黒丸踊の国指定推進

県指定無形民俗文化財である黒丸踊を新たに調査し、価値の見直しを図り、国指定を目指します。

## 【関連する事務事業】

- ・ 民俗芸能保存事業
- ・ 黒丸踊国指定推進事業



## 2 芸術・文化の振興

## (1) 芸術・文化団体への支援と文化事業に接する機会の拡充

## 【現状と課題】

市民の芸術・文化活動を支援するため、文化基金の益金を活用して、団体が実施する事業に対して経費の一部を助成しています。団体への助成金は低額のまま推移していますが、市民文化の向上を図るため、活動に対する支援は引き続き必要です。今後更に、様々な世代の市民が、多彩な芸術・文化を楽しむことができるような機会の創出が求められています。

## 【主な取組】

## ①市民文化活動の育成・支援及び小中学校クラブ活動の支援

文化活動の振興を図るため、事業の共催・後援や情報発信等の支援や、事業実施に要する経費の一部を助成します。

市内の中学校文化クラブが九州及び全国大会に出場する場合や、生徒が夏休みに遠距離登校する場合にも、引き続き経費の一部を助成します。

## ②芸術・文化に接する機会の拡充

各文化施設の特性を活かしながら、市民のニーズを的確に把握し、時代の動向を踏まえながら、多様な幅広い文化事業を促進し、より一層の市民文化の振興を図ります。

## 【関連する事務事業】

- ・文化活動振興事業 ・市民ギャラリー運営費補助金
- ・長崎県中学校文化連盟補助事業 ・市民会館運営管理事業
- ・体育文化センター運営管理事業

### 3 歴史教育の充実

#### (1) 歴史教育の推進

##### 【現状と課題】

大村市には豊かな文化をはぐくんできた長い歴史があります。これまで著名な歴史学者を招いての郷土史講演会や史料館での展示活動を通じ、郷土の歴史教育の普及に努めています。

次世代を担う子どもたちにおいては、大村市の歴史を学ぶ機会が十分でない現状があることから、これまでの歴史教育の普及活動に加え、大村の歴史や偉人を学ぶ機会を設け、郷土に対する誇りと愛着を育てる必要があります。

##### 【主な取組】

##### ①講演会、展示会、体験講座の開催

郷土史講演会や史料館での展示会を開催します。夏休み期間には子ども向けの企画展や勾玉作りなどの体験講座を開催し、親子で楽しみながら歴史に触れることができる場を提供します。

##### ②小中学校郷土史クラブの活動支援

次世代を担う子どもたちが、郷土の歴史を自主的に調査・研究し、発表する郷土史クラブを支援します。

##### 【関連する事務事業】

- ・郷土を誇りに思う子ども育成事業

第4次総合計画（基本構想）と教育振興基本計画との関連

大村市第4次総合計画（基本構想） H18～H27年度		大村市教育振興基本計画 H22～H26年度	
将来像	花と歴史につつまれた 未来へ羽ばたく 産業・交流都市	方針	「大村市教育方針」
基本目標	人、文化、産業で未来へ羽ばたくまち	理念	郷土を愛し、共生を喜び、創造性あふれる人材の育成
政策	人間性を重視した学校教育などの推進	目標	【未来を創る人づくり】豊かな学力と確かな育ちを補償する学校教育の推進
	<b>施策 1 幼児教育の充実</b> 細施策 (1) 幼稚園教育の充実 基本事業 ①教育内容や指導方法の充実 ②国際理解教育の基礎づくり (2) 家庭、地域、学校などの連携強化 基本事業 ①家庭や地域との連携強化 ②保育所、小学校との連携強化 <b>施策 2 義務教育の充実</b> 細施策 (1) 学校教育基本構想の推進 基本事業 ①学校教育基本構想の推進 細施策 (2) 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進 基本事業 ①学校の主体的活動の促進 ②教職員の資質向上 ③指導方法の改善と充実 ④心の教育の推進 ⑤特別支援教育の推進 ⑥健康教育の充実 ⑦家庭や地域との連携強化 細施策 (3) 時代変化に対応した教育の推進 基本事業 ①国際理解教育の推進 ②学校教育の情報化の推進 <b>施策 3 教育環境の充実</b> 細施策 (1) 教育環境の充実 基本事業 ①学校施設の整備・改修 ②障害に配慮した学校施設の整備 ③学校給食の充実 ④安全・安心な学習環境の確保 <b>施策 4 教育相談体制の充実</b> 細施策 (1) 児童生徒の心のケア充実 基本事業 ①カウンセリング機能の充実 ②不登校・いじめ対策の充実 細施策 (2) 生徒指導体制の充実 基本事業 ①生徒指導体制の充実 <b>施策 5 高等教育の充実</b>	<b>施策 2 幼児教育の充実</b> 基本事業 (1) 多年保育の充実 (2) 保育所・幼稚園等と小学校の連携 (3) 幼稚園における子育て支援の推進 (4) 教員の資質向上 <b>施策 1 義務教育の充実</b> 基本事業 (1) 2学期制の検証・充実 (2) 児童・生徒の学力向上 (3) 教員の資質向上 (4) 情報教育の推進 (5) 国際理解教育の推進 (6) 環境教育の推進 (7) 心の教育の推進 (8) 人権教育の推進 (9) 郷土教育の充実 (10) 読書活動の推進 (11) 教育相談体制の充実 (12) 特別支援教育の充実 (13) 健康教育・食育の推進 (14) 学校体育の推進（体力向上） (15) 安全教育の推進 (16) 学校評価の充実 <b>施策 3 教育環境の充実</b> 基本事業 (1) 校舎・園舎の整備事業の推進 (2) 学校給食環境の充実	
政策	家庭、学校、地域の連携による人づくり	目標	【地域を担う人づくり】青少年を健全に育成し、地域全ての人々が共に生きがいを感じる社会教育の推進
	<b>施策 1 家庭教育の充実</b> 細施策 (1) 家庭教育の充実 基本事業 ①家庭教育力の向上 ②相談機能の強化 ③地域団体などとの連携強化 <b>施策 2 青少年の健全育成</b> 細施策 (1) 青少年健全育成ネットワークの推進 基本事業 ①家庭、学校、地域の連携強化 ②青少年を守る市民活動の充実 ③相談体制の整備・充実 細施策 (2) 青少年団体活動の活性化 基本事業 ①少年団体活動の活性化 ②青年団体活動の活性化 ③体験活動の充実 ④交流の促進と指導者・リーダーの育成	<b>施策 1 家庭教育の充実</b> 基本事業 (1) 家庭教育力の向上 (2) 相談機能の充実 (3) 地域の教育力の向上 <b>施策 2 青少年の健全育成</b> 基本事業 (1) 家庭・学校・地域の連携強化 (2) 青少年を守る市民活動の充実 (3) 体験活動の充実 <b>施策 3 生涯教育の充実</b> 基本事業 (1) 生涯学習環境の整備 (2) 町内公民館活動の充実 (3) 人権教育の推進	
政策	生き生きと暮らす人づくり	目標	【郷土を愛する人づくり】伝統文化を受け継ぎ、郷土を愛する歴史教育の推進
	<b>施策 1 生涯教育の充実</b> 細施策 (1) 生涯学習の計画的な推進 基本事業 ①生涯学習推進体制の確立 ②大村市生涯学習推進計画の策定 ③指導者などの人材育成・確保 細施策 (2) 多様な学習機会の提供 基本事業 ①学習プログラムの整備・充実 ②学習情報の提供 細施策 (3) 自主的学習活動の促進 基本事業 ①住民の主体的な学習活動の促進 ②町内公民館活動の充実 細施策 (4) 生涯学習関連施設の機能充実 基本事業 ①生涯学習拠点機能の充実 ②図書館機能の充実 ③身近な学習の場の提供	<b>施策 1 文化財の保護と活用</b> 細施策 (1) 文化財の調査研究・保護・活用 基本事業 ①文化財の調査研究・保護・活用 細施策 (2) 歴史博物館の整備検討 基本事業 ①歴史博物館の整備検討 <b>施策 2 伝統文化の継承</b> 細施策 (1) 伝統文化の継承 基本事業 ①伝統文化の継承	
政策	芸術、文化、スポーツによるゆとりある社会づくり	目標	【郷土を愛する人づくり】伝統文化を受け継ぎ、郷土を愛する歴史教育の推進
	<b>施策 1 芸術・文化の振興</b> 細施策 (1) 芸術・文化団体の育成・支援 基本事業 ①芸術・文化団体の育成・支援 細施策 (2) 芸術・文化団に接する機会の拡充 基本事業 ①芸術・文化団に接する機会の拡充 細施策 (3) 指導者の育成・活用 基本事業 ①指導者の育成・活用 細施策 (4) 広域的な文化交流の推進 基本事業 ①広域的な文化交流の推進 <b>施策 2 スポーツ・レクリエーションの振興</b> 細施策 (1) スポーツ・レクリエーション施設の拡充 基本事業 ①スポーツ・レクリエーション施設の充実	<b>施策 2 芸術・文化の振興</b> 基本事業 (1) 芸術・文化団体への支援と文化事業に接する機会の拡充 <b>施策 3 歴史教育の充実</b> 基本事業 (1) 歴史教育の推進	

大村市第4次総合計画（基本構想）中、教育委員会の事務事業等

将来像	目標	プラン	政策	施策	事務事業	細施策	基本事業	
花と歴史につつまれた 未来へ羽ばたく 産業・交流都市	人、文化、産業で未来へ羽ばたくまち	輝く人プラン	人間性を重視した学校教育などの推進	1 幼児教育の充実	私立幼稚園就園奨励費補助金（教総）、幼稚園管理事業（教総）、幼稚園教員補助員配置事業（教総）、幼稚園災害共済給付事業（教総）、幼稚園健康管理支援事業（学保）	(1) 幼稚園教育の充実 (2) 家庭、地域、学校などの連携強化	① 教育内容や指導方法の充実 ② 国際理解教育の基礎づくり ③ 家庭や地域との連携強化 ④ 保育所、小学校との連携強化	
				2 義務教育の充実	小学校管理事業（教総）、小学校教員用コンピュータ活用事業（学教）、小学校教材等整備事業（教総）、小学校災害共済給付事業（教総）、小学校就学援助事業（教総）、中学校管理事業（教総）、中学校教員用コンピュータ活用事業（学教）、中学校教材等整備事業（教総）、中学校災害共済給付事業（教総）、中学校就学援助事業（教総）、英語力向上対策事業（学教）、学校経営研究事業（学教）、教員補助員派遣事業（学教）、教員研修事業（学教）、就学教育相談事業（学教）、就学時健康診断事業（学教）、小中学生文化振興事業（学教）、特別支援教育振興事業（学教）、県中総体選手派遣補助事業（学保）、小学校体育大会開催事業（学保）、中学校体育大会開催事業（学保）、小学校健康管理支援事業（学保）、中学校健康管理支援事業（学保）、保健推進事業（学保）	(1) 学校教育基本構想の推進 (2) 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進 (3) 時代変化に対応した教育の推進	① 学校教育基本構想の推進 ② 学校の主体的活動の促進 ③ 教職員の資質向上 ④ 指導方法の改善と充実 ⑤ 心の教育の推進 ⑥ 特別支援教育の推進 ⑦ 健康教育の充実 ⑧ 家庭や地域との連携強化 ⑨ 国際理解教育の推進 ⑩ 学校教育の情報化の推進	
				3 教育環境の充実	小学校施設等耐震化事業（教総）、中学校施設等耐震化事業（教総）、中学校施設等大規模改造事業（教総）、小学校遠距離通学対策事業（教総）、小学校校舎等整備事業（教総）、中学校遠距離通学対策事業（教総）、中学校校舎等整備事業（教総）、幼稚園園舎等整備事業（教総）、学校給食管理事業（学保）、学校給食施設等整備事業（学保）、学校給食助成事業（学保）	(1) 教育環境の充実	① 学校施設の整備・改修 ② 障害に配慮した学校施設の整備 ③ 学校給食の充実 ④ 安全・安心な学習環境の確保	
				4 教育相談体制の充実	不登校適応指導教室運営事業（社教）	(1) 児童生徒の心のケア充実 (2) 生徒指導体制の充実	① カウンセリング機能の充実 ② 不登校・いじめ対策の充実 ③ 生徒指導体制の充実	
				5 高等教育の充実	奨学金貸付事業（教総）			
				1 家庭教育の充実		(1) 家庭教育の充実	① 家庭教育力の向上 ② 相談機能の強化 ③ 地域団体などとの連携強化	
				2 青少年の健全育成	放課後子どもプラン推進事業（社教）、健全育成協議会支援事業（社教）、巡回指導事業（社教）、少年センター管理運営事業（社教）、子ども会育成事業（社教）	(1) 青少年健全育成ネットワークの推進 (2) 青少年団体活動の活性化	① 家庭、学校、地域の連携強化 ② 青少年を守る市民活動の充実 ③ 相談体制の整備・充実 ④ 少年団体活動の活性化 ⑤ 青年団体活動の活性化 ⑥ 体験活動の充実 ⑦ 交流の促進と指導者・リーダーの育成	
				1 生涯教育の充実	公民館講座開催事業（コミ）、史料館管理運営事業（文振）、市民会館管理運営事業（文振）、公民館管理運営事業（コミ）、西大村地区公民館管理運営事業（コミ）、那地区公民館管理運営事業（コミ）、視覚覚7171管理運営事業（コミ）、図書館管理運営事業（図書館）、図書館等整備事業（図書館）、成人式開催事業（社教）、町内公民館建設費補助金（社教）、大村市民館連絡協議会補助金（社教）、地区住民センター活動支援事業（社教）、子ども科学館管理運営事業（社教）	(1) 生涯学習の計画的な推進 (2) 多様な学習機会の提供 (3) 自主的学習活動の促進 (4) 生涯学習関連施設の機能充実	① 生涯学習推進体制の確立 ② 大村市生涯学習推進計画の策定 ③ 指導者などの人材育成・確保 ④ 学習プログラムの整備・充実 ⑤ 学習情報の提供 ⑥ 住民の主体的な学習活動の促進 ⑦ 町内公民館活動の充実 ⑧ 生涯学習拠点機能の充実 ⑨ 図書館機能の充実 ⑩ 身近な学習の場の提供	
				豊かな文化プラン	1 文化在の保護と活用	文化財管理事業（文振）、旧楠本正庵屋敷文化事業（文振）、市内遺跡発掘調査事業（文振）、三城跡保存整備事業（曲輪II）（文振）、旧円融寺庭園保全事業（文振）、大村家墓所維持管理事業（文振）、黒門改修整備事業（文振）、郷土を誇りに思う子ども育成事業（文振）、歴史博物館資料収集事業（文振）	(1) 文化財の調査研究・保護・活用 (2) 歴史博物館の整備検討	① 文化財の調査研究・保護・活用 ② 歴史博物館の整備検討
					2 伝統文化の継承	郷土芸能保存事業（文振）、郡三郎保存事業（文振）、黒丸唐団指定化事業（文振）	(1) 伝統文化の継承	① 伝統文化の継承
			1 芸術・文化の振興		市民ギャラリー運営費補助金（文振）、文化活動振興事業（文振）、県中学校文化連盟補助事業（文振）	(1) 芸術・文化団体の育成・支援 (2) 芸術・文化団に接する機会の拡充 (3) 指導者の育成・活用 (4) 広域的な文化交流の推進	① 芸術・文化団体の育成・支援 ② 芸術・文化団に接する機会の拡充 ③ 指導者の育成・活用 ④ 広域的な文化交流の推進	
			2 スポーツ・レクリエーションの振興		体育文化センター管理運営事業（文振）	(1) スポーツ・レクリエーション施設の拡充	① スポーツ・レクリエーション施設の充実	